

山都町リモート窓口システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、山都町リモート窓口システム導入業務の契約候補者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務の名称

山都町リモート窓口システム導入業務

(2) 業務の内容

「山都町リモート窓口システム導入業務仕様書」の内容に基づき、リモート窓口システムの導入に係る業務を行う。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

システム導入初期費用 9,700,000円

ランニング費用（単年） 1,100,000円

3 スケジュール

本業務に係るスケジュールは次のとおりとする。なお、スケジュールに変更が生じる場合は、山都町ホームページ上でその旨を周知するものとする。

プロポーザル公募開始	令和 7年 4月 18日（金）
質問書受付期限	令和 7年 4月 25日（金）午後4時まで
質問書回答期限	令和 7年 4月 30日（水）まで
参加表明書提出期限	令和 7年 5月 9日（金）午後4時まで
企画提案書提出期限	令和 7年 5月 16日（金）午後4時まで
プレゼンテーション審査	令和 7年 5月 23日（金）
選定結果通知	令和 7年 5月 27日（火）まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本プロポーザル実施に係る公告の日から契約締結の日までにおいて、山都町の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治体に対し、本業務と同種・類似の業務を行った実績があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
但し、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 提出書類

質問書【様式4】

イ 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。

ウ 受付期限

令和7年4月25日（金）午後4時（必着）

エ 提出先

「14 担当部署」に提出すること

(2) 回答方法

提出された全ての質問とその回答をまとめて、令和7年4月30日（水）までに、山都町ホームページ上に掲載する。なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加表明を行うものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

- | | | |
|---|------------------|----|
| ア | プロポーザル参加表明書【様式1】 | 1部 |
| イ | 業務実績調書【様式2】 | 1部 |
| ウ | 業務実施体制表【様式3】 | 1部 |

エ 会社概要【任意様式】

1部 ※パンフレット等でも可

(2) 提出方法

電子メール、または郵送及び持参

(3) 提出期限

令和7年5月9日(金)午後4時(必着)

(4) 提出先

「14 担当部署」に提出すること

7 参加に係る必要書類の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり企画提案書等を提出するものとする。なお、あらかじめ参加表明を行っていない者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出書類【様式5】

イ 提案書【任意様式】

(ア) 仕様書等の内容を踏まえ、別紙1「山都町リモート窓口システム導入業務プロポーザル評価基準書」(以下、「評価基準書」という。)の「4(1)企画提案書に基づく評価」に記載された評価項目を網羅した提案内容とし、評価項目に沿って記載すること。

(イ) 1参加者につき1提案とすること

(ウ) 提案書の様式はA4判、横書き、文字サイズ11ポイント以上で、表紙を除いて20ページ以内とする。

ウ 工程表【任意様式】

本業務の工程表を作成すること。なお、本格運用開始は令和7年11月4日を予定する。

エ 見積書【様式6】

オ 機能要件対応表【様式7】

提出方法

いずれもPDFデータ形式で電子メールにより提出すること。

データ容量が3MB以上の場合は、別途町が指定する大容量メール送信システムにより提出すること。その際は、事前に大容量メール送信システムを利用したい旨を「14担当部署」へメールで連絡すること。

8 選定方法

庁内に設置する「山都町リモート窓口システム選定委員会」から選定された審査員によるプレゼンテーション審査を実施したうえで、評価基準書に基づき審査を行う。

評価の合計点が最上位であるものを契約候補者とし、次に高い者を次点の候補者として選定する。最高得点者が複数の場合は、選定委員会で協議のうえ決定する。ただし、合計点が最上位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者に選定しないことがある。

(1) 審査日時

令和7年5月23日（金） ※開始時間については、別途通知する。

(2) 審査会場

山都町役場本庁舎2階 2-1会議室

9 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、速やかに「14担当部署」に電話連絡のうえ、プロポーザル参加辞退届【様式8】を持参又は郵送にて提出すること。

※ 電子メールでの提出は不可とする。

10 失格事項

企画提案書等を提出した参加者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (3) 見積書の金額が「2(4)提案上限額」を超過した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) プレゼンテーション審査に出席しなかった場合
- (6) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (7) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

11 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められるときは、中止する場合がある。その場合、本プロポーザルに要した経費を本町に請求することができない。

12 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション審査等、本プロポーザルに関する一切の経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (4) 提出期限後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (5) 提案書等、本プロポーザルに係るすべての提出書類は返却しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山都町情報公開条例に基づき、提案書類を公開する場合がある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。

13 契約候補者との協議及び契約

契約候補者との契約に当たっては、選定された提案内容を基に細部について町と協議し、「2(4) 提案上限額」内で業務内容及び契約金額を決定したうえで締結する。

契約にあたっては、規則及びその他関係法令の定めるところによる。

なお、参加申込みが1者の場合であっても、審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、契約候補者として選定し、上記協議を行う。

14 担当部署

山都町 企画政策課 行革DX推進室 (担当者: 主査 北島隆文)

〒861-3592

熊本県上益城郡山都町浜町6番地

電話: 0967-72-1214 (直通)

FAX: 0967-72-1080

電子メール: ymt_joho@town.kumamoto-yamato.lg.jp